6. 災害への対応（1）（「災害に強い施設園芸づくり月間」を通じた取組の強化）

○　近年、台風、大雪、地震等により園芸施設の倒壊等の被害が多発している状況に鑑み、降雪前の11月と台風前の6月を「災害に強い施設園芸づくり月間」として設定。

○　この期間中、①積雪や台風による被害防止に向けた技術指導の徹底、②災害への備えとしての園芸施設共済及び収入保険への加入促進を重点的に行う。

被害防止に向けた技術対策

○ チェックリストを活用した事前の保守管理

↓

○　積雪や台風に応じた、補強等の構造強化対策の徹底

妻面等の補強（筋かい）

基礎部の補強

水平ばりの補強（方杖）

肩部の補強（タイバー）

（参考）降雪前のチェックリスト

情報収集	①	最新の気象情報、警報、注意報を常にチェックしてますか。
融雪準備	②	暖房機の燃油残量は十分にありますか。
	③	暖房機は正常に作動するか確認しましたか。
	④	（発電機を持っている場合）非常用発電機を加温機、環境制御装置に接続し、動作確認を行いましたか。
補強対策・雪の滑落促進	⑤	ブレースや筋かいの留め金具に緩みがないか点検しましたか。
	⑥	基礎部、接続部分、谷の樋・柱に腐食・サビはありませんか。
	⑦	谷樋や排水路、ハウスの際などの残雪やゴミは取り除きましたか。
	⑧	準備していた中柱をたてるなど応急的な補強はしましたか。
	⑨	作物を栽培していないハウスは被覆資材を外しましたか。
	⑩	被覆材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物はありませんか。
	⑪	雪の滑落を妨げる防風ネットや外部遮光資材等が展張されていませんか。

（一社）日本施設園芸協会「平成26年2月の大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針」より

6. 災害への対応（2）（園芸産地における事業継続強化対策）

○ 近年激甚化する風水害等の自然災害への対策を加速化するため、防災・減災、国土強靭化の取組について、令和2年12月11日に、達成すべき中長期的な目標、加速化・深化すべき対策の内容等を定めた「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。
○ この中で、非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業省ハウスを有する園芸産地について、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた事業継続計画の策定と事業継続計画の実行に必要な体制整備や実践に必要な取り組みを支援することとされた。

園芸産地における事業継続強化対策【令和4年度第2次補正予算額　260百万円】

1　事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備【補助率：定額】

- 事業継続計画策定に向けた検討会の開催
- 非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催
- 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成

検討会の開催

非常時の協力体制の構築

マニュアル作成

2　事業継続計画の実践

（1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証　【補助率：定額】

- 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- 技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組

ハウス自力施工研修など技能習得

災害復旧の取組実証

（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策　【補助率：1／2】

【対象：今後10年以上の利用が見込まれるハウス】

台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するための

- ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
- 防風ネットの設置
- 耐候性を発揮させるための融雪装置等
- 停電時の機能維持のための非常用電源の導入（共同利用に限る）

非常用電源の共同利用

ハウスの補強

防風ネットの設置

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額、1/2）→ 市町村、農業者の組織する団体等

（参考） 事業継続計画（BCP)について

○ 自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。
○ 防災計画は従業員や資産の安全確保を目的に災害発生から数日程度までの対応を計画するが、事業継続計画は業務の継続を目的に災害発生数日後から業務開始までの対応を計画する。従って、「何のために考えるのか（目的）」「何を念頭に置いて考えるのか（考慮すべき事業）」といった点が異なる。

事業継続計画の導入イメージ

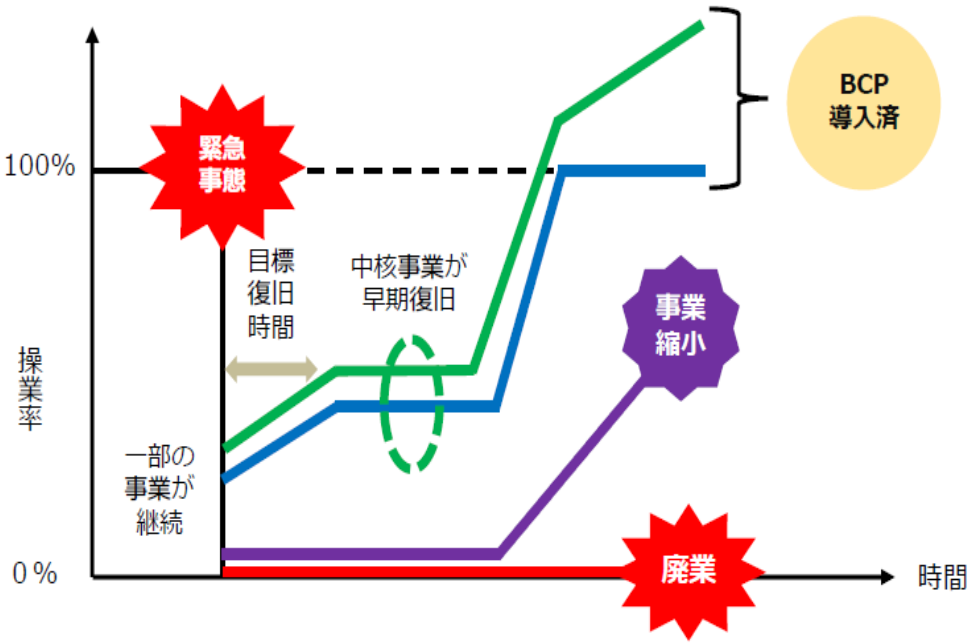

出典：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」より

防災計画と事業継続計画（BCP)の違い

事業継続計画（ＢＣＰ）

防災計画

・従業員とどう連絡をとるか
・どこに避難するか（させるか）
・ケガをしてしまった、従業員にどのような手当をするか。
といったように、安否確認・避難誘導・安否確認・救護方法など、**従業員の生命と財産の安全確保**を目的とした計画であり、**災害発生直後から、数日程度の行動**に関する対応内容を記載。

・従業員が出社できないなかで、
・労働力をいかに補うか（ヒト）
・電気や水が使用できない、資金が必要になった場合等に、どのような手段をとるか（モノ、カネ）。

といったように、限られた経営資源を活用して、**いかに素早く業務を継続・再開するか**、また、不足している資源をいかに短時間で調達するかという観点から、**災害発生数日後から、業務再開まで**の対応内容を記載。

出典：農林水産省「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」参考資料「BCP（事業継続計画）とは」より

6. 災害への対応（3）（園芸施設共済の加入促進）

○ 災害対策として、**「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築することが重要**であるが、**園芸施設共済引受率は全国平均60%**にとどまっており、**各都道府県で差**がある状況。
○ 園芸施設共済の加入促進策として、**補助事業の要件化や各関係機関への協力要請、園芸施設共済の補償拡充及び掛金割引措置**を実施。

補助事業との関連付け

○園芸施設の設置に係る全ての補助事業について、園芸施設共済等保険への**加入を要件化**
（強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地パワーアップ事業等）

園芸施設共済の拡充

【補償の拡充】

○補償範囲の**最低価額を引き下げ**（3万円又は共済価額の10%→3万円又は共済価額の5%）

○補償充実のための特約を追加
・特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）
　復旧を条件に、新築時の**資産価値の最大8割まで補償**
・特約② 付保割合追加特約
　新築時の**資産価値の最大2割を補償**
・損害額が**1万円を超える小さな損害から共済金を支払い**

○補償額の基礎となる**標準価額を引き上げ**

＜パイプハウスの場合＞
※ 特約を両方付した場合
※ 特約には国の掛金補助はありません。

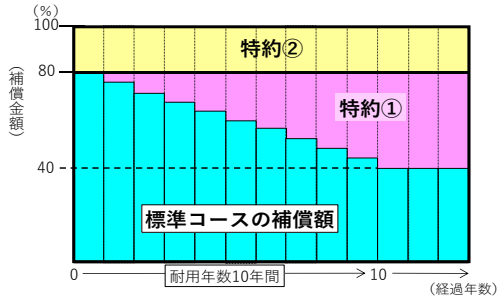

【掛金の割引】

○小さな被害（10万、20万、50万、100万）を補償から外すことにより**掛金を大幅に割引き**

○生産部会等の**集団で加入すると、掛金を5%割引き**

○全棟加入が原則ですが、**耐用年数を大幅に超過した施設（耐用年数の2.5倍）を補償範囲から外すことにより掛金を安くすることが可能**

○**太いパイプ**（31.8mm以上）ハウスは、**掛金を15%割引**

○**恒常的な補強**により31.8mm以上の径のパイプハウスと同等の強度のある31.8mm未満の径のパイプハウスの**掛金を15%割引**